

償却資産（固定資産税）の申告について（お願い）

事業用の償却資産は、土地および家屋と同様に固定資産税の課税の対象となります。

地方税法の規定では、事業用の償却資産とは、「土地および家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が法人税法また

は所得税法の規程による所得の計算上損金または必要な経費に算入されるもの」とされています。

具体的には、次のようなものが課税の対象となりますので、毎年1月31日までに申告をしていただかなければなりません。

●業種別の主な償却資産

（製造業、卸売業、小売業、サービス業、農林業およびその他の事業用の償却資産）

看板、広告塔、路面舗装、エアコン、応接セット、キャビネット、ロッカー、コピー機、タイムレコーダー、ミシン、陳列ケース、テレビ、計算機、金庫、事務机・椅子、パソコン、自動販売機、簡易間仕切、理・美容器具、洗濯機、脱水機、洗車機、薬品戸棚、心電計、消毒殺菌用機器、フォークリフト、大型特殊自動車、ビニールハウス、田植機など（家庭用として使用されているものは課税の対象とはなりません）

注意（上記のような資産でもリースで借りているものに関してはリース会社が申告を行いますので、申告の必要はありません）

ただし、事業用の償却資産であっても、次のようなものは、課税の対象外とされており、申告の必要はありません。

- 固定資産税の家屋として課税されるもの
- 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- 耐用年数1年未満の償却資産または10万円未満の償却資産で一時に損金または経費に算入したもの
- 20万円未満の償却資産で、3年間の一括償却を選択したもの
- 無形固定資産（営業権・商標権）・生物（牛・馬・鶏など）



申告について

課税の対象となる償却資産を益城町内において平成21年1月1日現在で所有されている方は、個人・法人にかかわらず、同封してある「償却資産申告書」および「種類別明細書」を平成21年1月31日までに町へ提出してください。

なお、前回申告された個人および法人の事業主の方には、申告用紙を12月中に送付しています。

税額の計算について

■課税標準額

＝毎年1月1日現在における課税の対象となる償却資産の残存価格※（旧定率法）

■税 額

＝課税の対象となる全ての償却資産の課税基準額の合計A×税率（1.4%）



問い合わせ先 役場税務課固定資産税係 ☎286-3111 内線145・146